名古屋市喫煙対策推進本部会議

日時:令和6年9月9日(月)9時30分~

場所:市役所東庁舎5階 大会議室

議題1 受動喫煙対策に関する現状と課題

議題2 中心市街地における分煙環境整備について

議題 1 受動喫煙対策に関する現状と課題

本会議の

開催目的

屋外公共空間における受動喫煙対策の推進に向けた、分煙環境整備に関する全庁的な指針の策定と連携体制の構築

(単位:%)

- 市施設における受動喫煙対策は、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、令和元年度に本会議で全庁的な指針(別紙1)を策定
- 一方で屋外公共空間については、全庁的な方針を定めておらず、各局で個別に対応しているのが現状
- 中心市街地における受動喫煙が課題となっている中、<mark>屋外公共空間の分煙環境整備の推進に全庁的に取り組む。</mark>

1 本市の受動喫煙の状況

- ・令和2年4月の健康増進法改正及び 市条例の制定以降、受動喫煙の機会は、 屋内を中心に減少したものの、路上や 公園等の屋外公共空間は依然として課題
- ・特に喫煙者が多く集まる名駅、栄、金山等の中心市街地における分煙環境の整備は、アジア・アジアパラ競技大会の開催を控えた本市の受動喫煙対策における大きな課題

① 過去1か月間に受動喫煙の機会があったか



出典:平成28年度、令和4年度「健康に関する市民アンケート」

② 屋外の受動喫煙に関する「市民の声」相談件数(棒グラフ) 及び本市助成事業による屋外分煙施設設置件数(折れ線グラフ)



※相談件数は令和3年度~令和5年度の合計

2 議会からの要望等の状況

〇 本会議及び財政福祉委員会

	令和3年度 決算委員会	橋本委員 (名古屋民主)	<mark>喫煙所の設置などの分煙対策</mark> を健康福祉局が中心と なって全市的に取り組んでほしい。
	令和5年 9月定例会	塚本議員 (名古屋民主)	中心市街地における分煙施設の整備を推進するため、 屋外分煙施設設置費用助成事業を拡充すること。
	令和5年12月 所管事務調査	森委員 (名古屋民主)	1000000000000000000000000000000000000
	令和6年度 予算委員会	岩本委員 (自民)	正しく分煙が進むよう <mark>屋外分煙施設設置費用助成事業</mark> の柔軟な運用を要望する。
		赤松副委員長 (名古屋民主)	局として受動喫煙対策の推進について改めて考え方を 整理すること。

○ 各党予算要望(令和5年度、令和6年度)

自民(各局) 名古屋民主(重点) 公明(各局)

- ・引き続き助成事業による公衆喫煙所整備を推進すること。
- ・喫煙所の在り方関する市の方針の明確化
- ・アジア・アジアパラ競技大会に向けた受動喫煙対策の推進

3 受動喫煙対策に関する国・他都市の動向

(1)分煙施設整備に係る特別交付税措置の拡充

総務省自治税務局長通知(令和6年4月1日発出)

「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の 整備促進について」

〇 特別交付税措置対象経費

従来

地方公共団体が行う屋外分煙施設の整備に要する経費

拡充後

民間事業者等が行う屋外分煙施設整備への助成に 要する経費(事業費1/2を上限)

(2) 大阪市における取り組み

- ・大阪・関西万博の開催に合わせて令和7年1月1日より市内路上全面禁煙
- ⇒ 以下の3つの方式により喫煙所を整備(目標:市内140か所)

直営方式

- ・整備、維持管理とも に市が実施
- ・設置場所は市が公園、 駅前広場等の市有地 に確保

寄附方式

- ・民間事業者が施設を 整備し、市に寄贈
- ・維持管理は市が実施・設置場所は直営方式と同様に市が確保

民間喫煙所の整備促進

- 民間事業者による設置・運営
- ・市が定める要件を満たす喫煙所を、 「大阪市指定喫煙所」に認定し、 設置及び運営に対する助成を実施

議題 2 中心市街地における分煙環境整備について

1 屋外公共空間における分煙環境整備に関する全庁的な方針の策定

屋外公共空間における受動喫煙防止のための指針(案)

- (1)路上・公園など屋外公共空間の受動喫煙対策については、<mark>受動喫煙の状況を十分に把握した</mark>上で、健康増進法及び名古屋市子どもを受動喫煙から 守る条例を踏まえ、<mark>分煙施設の整備も含めた</mark>必要な対策を講ずる。
- (2)特に中心市街地(名駅、栄及び金山等)においては、屋外公共空間における受動喫煙が多く生じている現状を鑑み、<mark>当該地域を重点整備区域に定め</mark>、

分煙環境の整備に全庁で重点的に取り組む。

- 2 方針を踏まえた重点整備区域における分煙環境整備の方向性
- (1)民間事業者による分煙施設の整備促進策の強化【健康福祉局】 (令和7年度予算要求に向けた検討事項)
- ア 新規整備に対する費用助成の拡充

中心市街地においては、屋外分煙施設の設置に適した場所の確保が困難な状況を鑑み、 助成対象を<mark>屋内の整備にも拡大</mark>

▶ 空きテナントの活用など中心市街地の限られた空間を有効活用した施設整備を期待

≪拡充イメージ≫



イ 既存喫煙所の一般利用促進

オフィスビルや商業施設等に設置されている既存の喫煙所を、受動喫煙対策の徹底や広く一般に開放することなどを条件に、改修・維持管理費用等を一部助成

- ▶ 既存の社会資源(喫煙所)の有効活用による分煙環境の確保
- ウ 「名古屋市指定分煙施設」としての周知啓発
 - ・ア、イで整備等を行った分煙施設等を「名古屋市指定分煙施設」に位置付け
 - ・それらの情報をマップ等のわかりやすいかたちで市民に提供
 - ・提供にあたっては関係機関と連携する手法も含めて検討

- (2)**重点整備区域内**の<mark>屋外公共空間</mark>における受動喫煙の状況把握及び 分煙施設の整備を含めた受動喫煙対策の推進
- ア 屋外公共空間における受動喫煙の状況把握

屋外公共空間の関係局区室においては、屋外公共空間における<mark>受動喫煙の現状を十分に把握した上で、</mark>必要な受動喫煙対策を講じる。

受動喫煙に関する実態把握調査の実施【健康福祉局】

重点整備区域における受動喫煙の状況把握を目的に実施 (令和7年度予算要求事項)



調査結果を踏まえた具体的な対策の検討

- ・屋外公共空間の調査結果については関係局区室と情報を共有
- ・関係局室区は、調査結果を踏まえ、分煙施設の設置も含め、 必要な受動喫煙対策を健康福祉局と連携しながら検討
- イ 分煙施設を設置する場合の整備の考え方
 - ・関係局区室は、関係者と調整のうえ屋外分煙施設の設置場所を決定
 - ・整備方法や予算確保については健康福祉局とともに検討
 - →他都市の事例を参考にしながら、設置場所の状況に合った整備、維持管理 の手法を選択

区 分	内容
直営方式	整備、維持管理ともに市が実施
寄附方式	民間事業者が施設を整備し市に寄贈→維持管理は市が実施
助成事業活用方式	・民間事業者が分煙施設設置費用助成事業を活用して整備 ・維持管理も、同助成事業を活用して設置事業者が実施

				現行方針	
法律上 の区分		指針上の区分	具体例	建物内で の喫煙	敷地内で の喫煙
			幼・小・中・高校、養護学校、中央看護専門学校	禁煙	受よや安条を全に で響・適旨 2 煙 8 で 8 を全に 8 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で
	1		保育園、児童館、母子生活支援施設		
<i>/**</i> *			病院、保健センター(分室含む)		
第 一 種			市役所本庁舎(保健所あり)		
12		口 (2)	市役所東庁舎·西庁舎		
	П		区役所·区支所		
			消防署、市税事務所		
			図書館、美術館、博物館、科学館		
			スポーツセンター、生涯学習センター		
第二	第一		ホール、会議場、公園事務所		
— 種			入所施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム)	対象外	
	(4)	(4)	宿泊施設(休養温泉ホーム松ヶ島等)	(喫煙可)	
			地下鉄駅務員室	規定なし	敷地なし

	改正健康増進法		
施行時期	屋内	屋外	
701			屋上、建 物の裏等
2019年7月1日	全面禁煙	禁煙	特定屋外所を設置がでることができる。
2020年4月1日	喫煙専 用室での み可	受動喫煙が発生 配慮された場所 可	

	改正指針		
	屋外		
屋内	現に 屋外に喫 煙場所が <u>ない</u> 施設の屋外	現に 屋外に喫煙場所がある 施設の屋外	屋上、建 物の裏等
	全面禁煙 ただし、他の類型施設との複合施設である 場合、(1)の存する建物の周囲アメートル (屋上部を除く。)までを敷地とみなす。 (例:区役所に保健センターが併設)		
全面禁煙			右の要件 を満た屋す 特定屋場所 でのみ可
	禁	煙	改正法に いう特関 場所に場 での み可
喫煙専 用室での み可			
		敷地なし	

※「7メートルの基準」は、 「無風状態でタバコの煙のにおいと発

がん物質は最低半径7メートルまで届く」という米国における研究(James Repace)に基づく。

この研究は、「屋外における受動喫煙 防止に関する日本禁煙学会の見解と 提言」においても追認されているほか、 「東京都子どもを受動喫煙から守る条 例」にも基準として使われている。



道 畑 または、 立入る場所から 7メートル離す

特定屋外喫煙場所の要件

- ①喫煙場所である標識を掲示すること
- ②建物の裏や屋上など施設利用者が通常立ち入らない場所に設置すること
- ③喫煙場所が明確に区画されていること

適用除外

個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

- ・人の居住の用に供する場所の個室
- ・旅館業法の客室の場所の個室
- ・宿泊施設の客室の場所の個室

大阪市における喫煙所の整備方法について

市内140カ所の喫煙所を設置するため、下記のとおり整備を進めている。

1. 公設喫煙所の設置《公設・公営》

所管課が道路・公園管理者と協定し、屋外閉鎖型喫煙所(長期借入)又は屋外 開放型喫煙所(物品購入)により設置。市が業務委託により運営・管理。



例:堂島公園(長期借入)

2. 市有地を提供し、民間企業による喫煙所の設置《民設・公営》

指定する市の所有地(公園又は道路)に喫煙所を民間企業が寄附により設置。

市が業務委託により運営・管理。



例:なんば広場(たばこ事業者より寄附)

3. 民間喫煙所に対する指定喫煙所設置経費等補助制度の導入《民設・民営》

民間事業者が設置運営する喫煙所(屋内・屋外)について、大阪市が定める要件を満たす場合、申請により「大阪市指定喫煙所」として指定し、設置及び運営

に対する補助金を助成。



例:なんばグランド花月内指定喫煙所

令和6年9月日

各局区室長 様

名 古 屋 市 喫 煙 対 策 推 進 本 部 長 (名古屋市副市長 杉野 みどり)

屋外公共空間における受動喫煙防止のための指針について

みだしのことにつきまして、令和6年9月9日開催の名古屋市喫煙対策推進本部会議において、下記のとおり取りまとめましたので通知します。各局区室長におかれましては、本指針に基づき屋外公共空間における受動喫煙防止に向けた取り組みの推進につきよろしくお願いします。

記

- 1 路上・公園など屋外公共空間の受動喫煙対策については、受動喫煙の状況を 十分に把握した上で、健康増進法及び名古屋市子どもを受動喫煙から守る条 例を踏まえ、分煙施設の整備も含めた必要な対策を講ずる。
- 2 特に中心市街地(名駅、栄及び金山等)においては、屋外公共空間における 受動喫煙が多く生じている現状を鑑み、当該地域を重点整備区域に定め、分煙 環境の整備に全庁で重点的に取り組む。

附則

この指針は、令和6年9月日に施行する。

(健康福祉局健康部健康増進課 電話 972-4058)

名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例の骨子≪概要版≫

施行:令和2年4月1日

目的

○受動喫煙による健康への影響から子どもを守るための措置に関し必要な事項を定めることにより、 子どもの健やかな育ちを支援するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持向上 を図る。

定義

- 〇以下の4つの用語について定義する。
 - ①たばこ②喫煙③受動喫煙④子ども

責務

〇市の責務

- 子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策の推進
- 子どもの受動喫煙の防止に関する施策の実施のための関係機関及び関係団体との連携と必要な協力の要請

〇市民の責務

- 受動喫煙による健康への影響に関する理解、いかなる場所においても子どもに受動喫煙をさせないための努力
- 市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策への協力

住居等の室内における子どもの受動喫煙の防止

〇喫煙をしようとする者は、子どもが居住する住居等の室内において、喫煙をしないよう努める。

自動車内における子どもの受動喫煙の防止

〇喫煙をしようとする者は、子どもが同乗している自動車内において、喫煙をしないよう努める。

屋外における子どもの受動喫煙の防止

〇喫煙をしようとする者は、屋外において、子どもの受動喫煙の防止に努める。

禁煙に関する治療の普及

〇市は、子どもの受動喫煙を防止するため、市民において禁煙に関する治療が普及するよう、必要な施策を講ずる。

教育

〇市は、子どもの受動喫煙を防止するため、学校教育、社会教育その他の教育の場において、受動 喫煙の有害性及び受動喫煙の防止に関する教育の推進に必要な施策を講ずる。

屋外の分煙に関する対策

〇市は、子どもの受動喫煙を防止するため、屋外の分煙に関する対策に必要な施策を講ずる。

啓発等

- 〇市は、子どもの受動喫煙を防止するため、市民において受動喫煙の有害性及び禁煙の効果に関す る知識が普及するよう、啓発を行う。
- 〇市は、市民に対し、子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講ずる。

名古屋市喫煙対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第4号に規定する特定施設のうち、市が管理する施設(以下「市民利用施設」という。)を利用する者の受動喫煙防止を図るため、 名古屋市喫煙対策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) 本市が管理する市民利用施設の受動喫煙防止に向けた取組指針の策定及びその推進に関すること。
 - (2) 本市が管理する施設以外の市民利用施設の受動喫煙防止推進に関すること。
 - (3) その他推進本部の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 2 本部長は健康福祉局主管副市長とし、副本部長は左記以外の副市長とする。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 推進本部の会議は、必要の都度本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

- 第5条 本部会議に幹事を置き、別表に掲げる職にある者及び本部長が指定する者をもって充 てる。
- 2 幹事は、本部長の命を受け、推進本部の事務について本部員を補佐する。

(幹事会)

- 第6条 幹事会は、幹事をもって構成し、推進本部の協議事項を整理するとともに、推進本部から付議された事項について協議及び調整を行い、その経過及び結果を推進本部に報告する。
- 2 本部長の指名する幹事は、幹事会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 3 前項に規定する幹事は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、健康福祉局健康部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成26年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

表 	
本部員	会計室長
"	防災危機管理局長
"	市長室長
IJ	総務局長
IJ	財政局長
IJ	スポーツ市民局長
IJ	経済局長
IJ	観光文化交流局長
IJ	環境局長
IJ	健康福祉局長
IJ	子ども青少年局長
IJ	住宅都市局長
IJ	緑政土木局長
11	市会事務局長
"	監査事務局長
IJ.	人事委員会事務局長
"	選挙管理委員会事務局長
"	教育長
11	消防長
11	上下水道局長
"	交通局長
II.	中村区長
"	中区長
幹事	会計室会計課長
n n	防災危機管理局総務課長
"	市長室秘書課長
"	総務局総務課長
JJ	総務局職員部安全衛生課長

幹事	財政局総務課長
"	スポーツ市民局総務課長
"	スポーツ市民局地域振興部区政課長
"	経済局総務課長
"	観光文化交流局総務課長
"	環境局総務課長
"	環境局職員課長
"	健康福祉局健康部長
"	健康福祉局総務課長
"	健康福祉局職員課長
"	健康福祉局健康部健康増進課長
"	子ども青少年局総務課長
"	住宅都市局総務課長
IJ	緑政土木局総務課長
IJ	市会事務局総務課長
"	監査事務局次長
"	人事委員会事務局次長
"	選挙管理委員会事務局次長
"	教育委員会事務局総務部総務課長
"	教育委員会事務局教務部教職員課長
"	消防局総務部総務課長
"	消防局総務部職員課長
"	上下水道局総務部総務課長
"	上下水道局総務部安全衛生課長
"	交通局営業本部総務部総務課長
"	交通局営業本部総務部労務課長
"	中村区区政部総務課長
"	中区区政部総務課長